

千葉県土壌汚染対策指導要綱

千葉県土壌汚染対策指導要綱（平成17年4月1日施行）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、特定有害物質等による土壌の汚染について必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）特定有害物質等 特定有害物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）をいう。

（2）特定有害物質 カドミウムその他の別表の物質の種類欄に掲げる物質（ダイオキシン類を除く。）をいう。

（3）開発行為等 次に掲げる行為であって、その行為に係る土地の区域（以下「開発区域」という。）の規模が3,000平方メートル以上であるものをいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為

イ 土地の掘削その他土地の区画形質の変更（土地の切り盛り、掘削その他土地の造成、建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の区画形質の変更）

（4）事業者 工場等において事業を行う者又は行っていた者をいう。

（5）工場等 特定有害物質を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する工場又は事業場及びダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

（6）土地所有者 工場等の敷地である土地又は敷地であった土地（以下「工場等の敷地等」という。）を所有する者であって事業者以外のものをいう。

（土地の履歴調査）

第3条 本市において開発行為等をしようとする者は、開発行為等に着手する前に、別に定める千葉県土壌汚染調査・対策指針（以下「指針」という。）で定める基準に従い、開発区域の過去の利用状況の調査（以下「履歴調査」という。）を行うものとする。

2 前項の規定により、履歴調査を行った者は、当該開発行為等に着手する前に、その結果を土壌履歴調査結果報告書（様式第1号）により市長に報告するものとする。

3 第1項に定める場合のほか、事業者及び土地所有者は、工場等を廃止したとき又は工場等において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理していた施設の全部若しくは主要な部分を除却しようとするときは、指針で定める基準に従い、当該工場等の敷地等の履歴調査を行うものとする。この場合において、事業者が履歴調査を行ったときは、更に履歴調査を行うことを要しない。

(土壌の調査)

第4条 履歴調査を行った者は、その結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められるときは、指針で定める基準に従い、当該開発区域又は工場等の敷地等の土壌について概況の調査（以下「概況調査」という。）を行うものとする。

2 概況調査を行った者は、その結果、土壌の汚染があり、又は汚染のおそれがあると認められるときは、指針で定める基準に従い、当該開発区域又は工場等の敷地等の土壌について詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を行うものとする。

3 概況調査又は詳細調査を行った者は、その結果を土壌調査結果報告書（様式第2号）により、速やかに市長に報告するものとする。

(汚染の除去等の措置等)

第5条 概況調査又は詳細調査を行った者は、その結果、土壌が次の各号のいずれかに該当する場合は、指針で定める基準に従い、速やかに汚染された土壌について当該汚染の除去その他必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずるものとする。

(1) 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量を指針で定める方法により測定した結果が、別表の物質の種類欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の土壌溶出量基準の欄に掲げる要件に該当しないとき。

(2) 土壌に含まれる特定有害物質等の量を指針で定める方法により測定した結果が、別表の物質の種類欄に掲げる特定有害物質等の種類の区分に応じ、それぞれ同表の土壌含有量基準の欄に掲げる要件に該当しないとき。

2 汚染の除去等の措置を講じた者は、その結果を土壌汚染の除去等の実施報告書（様式第3号）により、速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告書の提出があった場合において、当該汚染の除去等の措置が周辺の環境に及ぼす効果を確認する必要があると認めたときは、当該汚染の除去等の措置を講じた者に対し、当該汚染の除去等の措置を行った土壌に係る水質、大気等の調査を行うよう指示することができる。

(調査等の指示等)

第6条 前3条に定める場合のほか、市長は、工場等の敷地等の周辺において地下水の汚染その他の特定有害物質等による環境の汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき（汚染の除去等の措置を講ずることを指示する場合にあっては、工場等の敷地等の周辺において地下水の汚染その他の特定有害物質等による著しい環境の汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき）は、当該工場等の敷地等に係る事業者、土地所有者又は当該工場等の敷地等について開発行為等を行っている者（事業者及び土地所有者以外の者が開発行為等を行っている場合に限る。）（以下第3項において「事業者等」という。）に対し、当該工場等の敷地等の履歴調査、概況調査若しくは詳細調査（以下「土壌調査」という。）を行い、又は汚染の除去等の措置を講ずるよう指示をすることができる。

2 第3条第2項、第4条及び前条の規定は、前項の指示に基づく土壌調査及び汚染の除去等の措置について準用する。この場合において、第3条第2項中「当該開発行為等に着手する前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の指示に基づく概況調査又は詳細調査の結果、土壌が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって当該工場等の敷地等（以下この項において「敷地等」という。）に存する施設、建物等により早期に措置を講ずることが困難であると市長が認めたときは、敷地等について開発行為等が行われるまでの間は、前項において準用する前条第1項の規定にかかわらず、敷地等に係る汚染の除去等の措置を講ずることを要しないものとする。この場合において、事業者等は、敷地等の土壌の汚染に起因する敷地等の周辺の環境への影響を防止するための応急の措置を講ずるものとする。

4 前項の応急の措置の技術的基準については、指針で定める。

（記録の保管等）

第7条 この要綱の規定により土壌調査を行った者又は汚染の除去等の措置（前条第3項後段の応急の措置を含む。）を行った者（以下「調査等実施者」という。）は、指針で定めるところにより、当該調査又は汚染の除去等の措置に関する記録を作成し、及びその記録を保管するものとする。

2 調査等実施者が事業者及び土地所有者以外の者であるときは、当該調査等実施者は、前項の記録をその事業者及び土地所有者に引き渡すものとする。

3 事業者及び土地所有者は、第1項の規定により記録し、又は前項の規定により引き渡された記録を保管するものとする。

4 事業者又は土地所有者から前3項の記録に係る土地を取得した者は、当該土地に係る記録を引き継ぎ、引き続きこれを保管するものとする。

（報告及び検査）

第8条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者若しくは土地所有者又は開発行為等をし、若しくはした者（以下この条において「事業者等」という。）に対し、工場等の敷地等又は開発区域の状況その他土壌汚染対策について、土壌汚染に関する調査計画等報告書（様式第4号）により報告を求め、又は事業者等の同意を得て、当該職員に、工場等の敷地等又は開発区域に立ち入り、施設、帳簿、関係書類、土壌その他の物件を調査させることができる。

（情報の提供）

第9条 土壌調査を行い、又は汚染の除去等の措置を講じた者は、必要に応じ、市民に当該調査又は措置に関する情報を提供するよう努めるものとする。

（適用除外及び他の法令との関係）

第10条 この要綱（第2号に掲げる土地の場合にあつては、同号に掲げる調査の対象となった土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質（以下「調査実施物質」という。）に関する部分に限る。）は、次に掲げる土地については、適用しない。

（1）千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第36号）第9条の規定による許可を受けて行う

同条に規定する特定事業（同条ただし書の規定により許可を要しない場合を含む。）に係る同条に規定する特定事業区域内の土地

(2) 土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項及び第5条第1項の規定により調査を行った土地

- 2 前項第2号に掲げる土地の土壤に関し、調査実施物質以外の特定有害物質等に係る汚染の除去等の措置を講ずる必要がある場合における当該汚染の除去等の措置は、第5条第1項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、土壤汚染対策法第7条第6項に規定する環境省令で定める技術的基準に従い行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市土壤汚染対策指導要綱（以下「新要綱」という。）第3条から第6条までの規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる開発行為等又は施行日以後に廃止される工場等若しくは新要綱第3条第3項に規定する施設（以下「工場等」という。）に係る履歴調査、概況調査及び詳細調査並びに汚染された土壤についての汚染の除去等の措置並びに汚染の除去等の措置を行った土壤に係る水質、大気等の調査（以下「土壤調査等」という。）並びに施行日後に新要綱第6条第1項の規定によりなされる市長の指示に基づく土壤調査等について適用し、施行日前に廃止された工場等に係る土壤調査等及び施行日前にこの要綱による改正前の千葉市土壤汚染対策指導要綱第5条第2項、第6条第3項、第7条第2項及び第8条の規定よりなされた市長の指示に基づく土壤調査等については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。	土壤1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。

六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	
1・2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	
1・1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	
シス-1・2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	
1・3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	

1・1・1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	
1・1・2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	
ダイオキシン類		土壌1グラムにつき1,000ピコグラム-TEQ以下であること。